

京都市宿泊税条例

京都市行財政局税務部税制課

京都市は「京都市宿泊税条例」を制定した（条例第20号として、平成30年3月1日公布、平成30年10月1日施行）。旅館やホテルの利用者を対象に宿泊税を課す条例。宿泊税について、民泊も含む全ての宿泊施設が対象となるのは全国初。

1 はじめに

京都市では、平成29年9月に市議会に京都市宿泊税条例（以下「本条例」という。）を提案し、同年11月2日に可決しました。その後、総務大臣の同意を得たため、平成30年3月1日に本条例を公布し、周知期間を経た上で本年10月から施行することとしています。この宿泊税は、国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図るための費用に充てるために課すものであり、原則として、京都市内に宿泊される全ての方を対象に課税を行います。

本稿では、本条例の制定に至った背景と経緯、本条例の概要、平成30年度における宿泊

税に係る取組等について説明を行います。

2 条例制定に至った背景と経緯

（1）新たな財源の必要性

京都市では、国家戦略としての京都創生を掲げ、文化、観光、景観に特に力を入れて取組を進めてきました。具体的には、全国に類を見ない新景観政策や、魅力に満ちた文化芸術都市の創生、誰もが憧れる観光都市を目指す観光振興、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の推進などの取組により着実な成果を挙げています。最近では、文化庁の全面的な移転が決定したほか、観光の面でも、

「Travel+Leisure（トラベル・アンド・レジャー）」誌、「Wanderlust（ワンダーラスト）」

誌等、海外の有力旅行雑誌で高い評価を得るなど、京都の世界的な評価は高まっており、また、平成28年には、観光消費額が初めて年間1兆円を突破し、観光客数も3年連続で5500万人以上を記録するなど高い水準を維持しています。

その一方で、入浴客の増加に伴い、道路の渋滞や公共交通機関の混雑、受入環境の整備のための多言語対応、観光の担い手の不足、宿泊施設の不足、違法民泊の適正化など様々な課題が生じています。この中には、市民生活に影響を及ぼし、市民が負担と感じているものもあることから、京都市がこれまで行ってきた様々な施策に加え、これらの課題に対応する行政サービスの一層の充実を図

り、課題を解決することで、入浴客及び市民双方の満足度を高めていく必要があります。

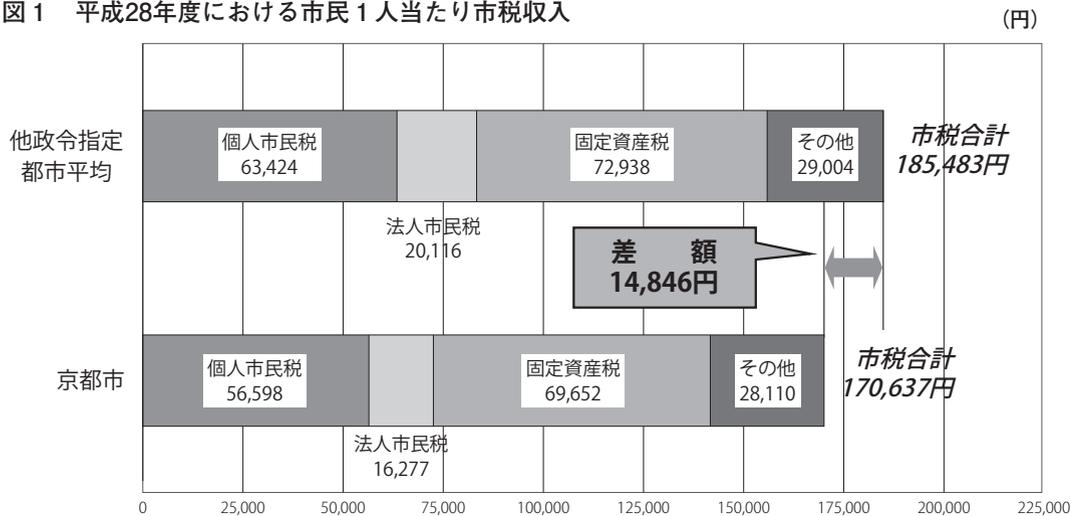
そうした中で、京都市の税収に目を向けてみると、風情豊かな町並みや知の集積である大学、悠久の歴史を積み重ねる寺院・神社など、京都のまちの魅力が税収面では弱みとなつているため、市民1人当たりの市税収入が他の政令指定都市平均に比べて少なくなつていきます(図1)。また、観光消費額等の増加などにより、京都経済は着実に活性化していきますが、例えば、法人がその所得をもとに納める税のうち、市町村に納められる割合は1割にも満たないなど、京都経済の活性化が市の自主財源の確保になかなか結び付いていません。徹底した行政改革を行ってはいませんが、以上の理由などから厳しい財政状況が続いています。

このような状況を踏まえ、京都市では、住民にも訪れる人にも満足度の高いまちづくりをより一層進めていくための行政サービスの拡充を行うため、新たな財源の確保について検討していくこととしました。

(2) 新たな財源についての具体的な検討

京都市では、新たな財源を確保するため、平成28年3月に策定した「はばたけ未来へ! 京プラン」実施計画第2ステージにおいて、

図1 平成28年度における市民1人当たり市税収入



市民の安全・安心な生活をしっかりと支え、将来にわたり必要な施策・事業を実施することができるよう、持続可能かつ機動的で、特

別の財源に依存しない、景気変動等にも耐え得る足腰の強い財政の確立を図っていくとし、そのためには、自主財源の拡充強化により、財政の自主性、安定性を高めていくことも重要であることから、「入浴客への新たな負担のあり方や超過課税等の課税自主権の活用」について検討していくこととしました。

これを受けて、平成28年8月に「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置しました。この検討委員会には、税やまちづくりに関する有識者の方、また市民公募委員にも参加していただき、誰もが「京都に住んでいてよかった、住みたい、働きたい、訪れたい」と心から感じていただけるまちづくりを一層進めていくため、新たな財源の在り方について、新税だけでなく、より幅広く、前提条件を付すことなく、あらゆる角度から議論していただきました。

検討委員会では、行政サービスの受益にじた負担をすべきであるという受益と負担の観点から、行政需要に要する費用について、入浴客にも一定の負担を求めることには合理性があるとされました。その上で、負担を求める目的や趣旨に一定の合理性が見いだせるか、負担を求める者に税の負担能力があるか、などといった観点から負担を求める手法につ

いて検討が行われ、その結果、「駐車場への駐車」「宿泊」及び「別荘の所有」という3つの行為を中心に、実現の可能性や具体的な制度について検討が深められることとなりました。その後、関係者ヒアリングやパブリックコメントでの御意見も踏まえた上で、検討委員会において宿泊税の創設を提案するとの答申が取りまとめられ、平成29年8月に京都市に提出されました。この答申を踏まえ、京都市において具体的な制度設計を行い、平成29年9月、市議会に本条例を提案しました。

3 条例の概要

本条例の概要は次のとおりです。

(1) 目的(第1条)

国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるために宿泊税を課すこととしました。

(2) 納税義務者(第3条)

宿泊税は、旅館業法に規定する旅館業に係る施設(ホテル、旅館、簡易宿所)又は住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅(以下これを「宿泊施設」という。)への宿泊に対し、その宿泊者に課税されるものであり、旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法

の届出の有無にかかわらず、全ての宿泊施設を課税対象とすることとしました。京都市では、近年、旅館業法の許可を得ずに旅館業を行う、いわゆる違法民泊の増加が課題となっており、その適正化を強力に進めています。こうした中、宿泊税を課税するに当たり、同じ宿泊行為について、課税対象となる施設とそうでない施設が生じるのは公平性に欠けるとの理由から、いわゆる違法民泊についても課税の対象に含めています。

(3) 課税免除(第4条)

修学旅行は、京都の歴史や文化について、日本全国の学生に学びの場を提供する教育活動の一環であるという公益性を有していることから、修学旅行生等については課税免除としました。

また、宿泊税を既に導入している東京都や大阪府では、宿泊料金が1人1泊1万円未満の宿泊に対しては宿泊税を課さないこととされていますが、京都市においては、一般的に宿泊者は滞在時間が長く、低額な宿泊料金の宿泊者についても一定の行政サービスを受していると考えられることから、宿泊料金による課税免除は行わないこととしました。

なお、宿泊税の検討の際には、宿泊関係団体から修学旅行生を課税免除とすることや、

宿泊料金にかかわらず課税すべきであることについて要望があり、こうした要望も踏まえ、本条例における課税免除の検討を進めました。

(4) 税率(第5条)

宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき、次表のとおりとしました。

宿泊料金	税率
20,000円未満	200円
20,000円以上50,000円未満	500円
50,000円以上	1,000円

宿泊税は宿泊行為に課税する「消費課税」であり、その性格から「広く薄く」負担を求めるときである一方で、負担能力の大きい人には、より大きい負担をしてもらうべきという垂直的公平との観点からすれば、高額な宿泊料金の宿泊者には、その負担能力に見合った負担を求めする必要があります。さらに、税収の確保や宿泊料金区分をシンプルなものとする一方で、宿泊事業者の負担を軽減するといった観点からも検討を行い、表のような税率としました。

(5) 徴収の方法等(第7条～第8条)

宿泊税は、徴収の便宜を有する者に税金を徴収し、納入していただく特別徴収の方法に

より徴収することとしました。特別徴収義務者は旅館業又は住宅宿泊事業を営む者としています。

なお、これらの者は旅館業又は住宅宿泊事業を営んでいれば、京都市からの個別の指定行為がなくとも特別徴収義務者となります。

(6) 特別徴収義務者の申告(第9条)

宿泊税の課税を行うに当たり、特別徴収義務者となる者の宿泊施設の状態を把握するため、旅館業又は住宅宿泊事業を営もうとする者に対して、これらの事業を開始する日の前日までに、経営申告書の提出を義務付けることとしました。同様に、申告した内容に異動があった場合も、直ちにその旨を申告していただくこととしています。

(7) 帳簿の記載義務(第11条)

地方税法上の質問検査権を行使する際の実効性を確保するため、特別徴収義務者に対して、自らが納入しなければならない宿泊税に係る帳簿の記載及び保存義務を課すこととしました。帳簿の保存期間については、不正行為に基づく更正、決定期間に鑑み7年間としています。

(8) 申告納入(第12条)

原則として、特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月に徴収すべき宿泊税について必要な事項を記載した納入申告書を提出するとともに、その申告した納入金を納入書により納入しなければならないこととしました。ただし、小規模事業者の事務負担を軽減するため、特別徴収義務者が納入すべき宿泊税額が一定の金額以下であるなどの要件に該当する者として、市長の承認を受けた場合においては、申告納入期限の特例の適用を認め、3か月分をまとめて申告納入することができます。

4 条例公布までの経過

本条例は市議会における議論の結果、平成29年11月2日に可決されました。その際、以下のとおり付帯決議が付されました。

○税の公平性、公正性を担保するため、急増する民泊を始め違法に営業している宿泊施設への宿泊を確実に捕捉し、宿泊税を徴収すること。

○宿泊税の代行徴収及び納付ができる第三者納付について、民泊仲介事業者に働き掛け、その活用を図ること。

○宿泊税収入については、住んでよし、訪れてよしのまちづくりに資する事業に活用

し、市民はもとより、納税者である宿泊者、さらには特別徴収義務者となる宿泊施設の運営事業者に、宿泊税の効果を実感いただけるよう取り組むとともに、決算及び使途が明確になるよう、透明性を確保し、議会及び市民への情報公開を行うこと。

○簡易宿所をはじめとした中小、零細事業者を始め、宿泊事業者の納税事務の簡素化と支援に取り組むこと。

○日本国内はもとより、世界に向けて、宿泊税の主旨及び徴収内容について広報し、宿泊事業者へ負担となることのないよう努めること。

○条例施行後の状況を早急に把握し、必要がある場合は適切に対応するため、条例の施行の1年6箇月後に、条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があるときは、早急その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

その後、地方税法の規定に基づき、平成29年11月8日付けで総務大臣に協議書を提出し、平成30年2月9日に総務大臣から新設の同意を得ました。そして、同年3月1日に本条例を公布し、併せて本条例の施行日を同年10月1日とする規則を定めました。

5 平成30年度における宿泊税に係る取組

(1) 宿泊税の導入に向けた事務

京都市では本年10月からの条例の施行に当たり、前頁4の付帯決議の内容も踏まえながら、円滑に宿泊税の課税が行えるよう、主として以下の内容について対応を進めていくこととしています。

① 宿泊事業者や納税者への周知、広報

宿泊事業者には、特別徴収義務者として宿泊税の徴収事務を行っていただくこととなるため、制度の趣旨や実際の事務手続について、丁寧の説明していく必要があります。そのため、宿泊税の導入に当たり、徴収事務に関する宿泊事業者向けの説明会を開催しております。このほか、宿泊税を負担していただく宿泊者への周知、広報として、京都市の観光関連施設でのチラシの配布や、主要駅でのポスターの掲示、さらには、宿泊施設での周知用広報物の配布などを行います。

② 課税捕捉に向けた取組の推進

旅館業法の許可施設及び住宅宿泊事業法の届出施設については、本市の所管部局が保有する情報に基づき把握を行っていきます。

また、違法民泊については、庁内関係部局が有する情報を的確に共有することで、その根絶・適正化の取組を更に強化すると同時に、税部局において質問検査権の行使や税務署や警察などの関係行政機関との連携により、その捕捉を進めていきます。

③ 民泊仲介業者の活用

課税捕捉にも関わることですが、宿泊事業者に代わって宿泊料を受け取る民泊仲介業者に、併せて宿泊税を徴収していただく代行徴収については、宿泊者及び宿泊事業者の事務の省力化が図れると同時に、京都市にとって、より的確な課税捕捉や課税事務の軽減につながることから、この代行徴収を具体化するため、現在複数の民泊仲介業者と協議を進めているところです。

④ その他

このほか、インターネットを活用した申告や宿泊事業者への事務補助金の交付についても検討を行っています。

(2) 税収の使途

宿泊税は本年10月からの導入を予定しており、税収は初年度で約19・0億円、平年度で約45・6億円を見込んでいます。この新たな

財源は、

① 住む人にも訪れる人にも京都の品格や魅力を実感できる取組の推進

② 入浴客の増加など、観光を取り巻く情勢の変化に対する受入環境の整備

③ 京都の魅力の国内外への情報発信の強化に充てていきます。

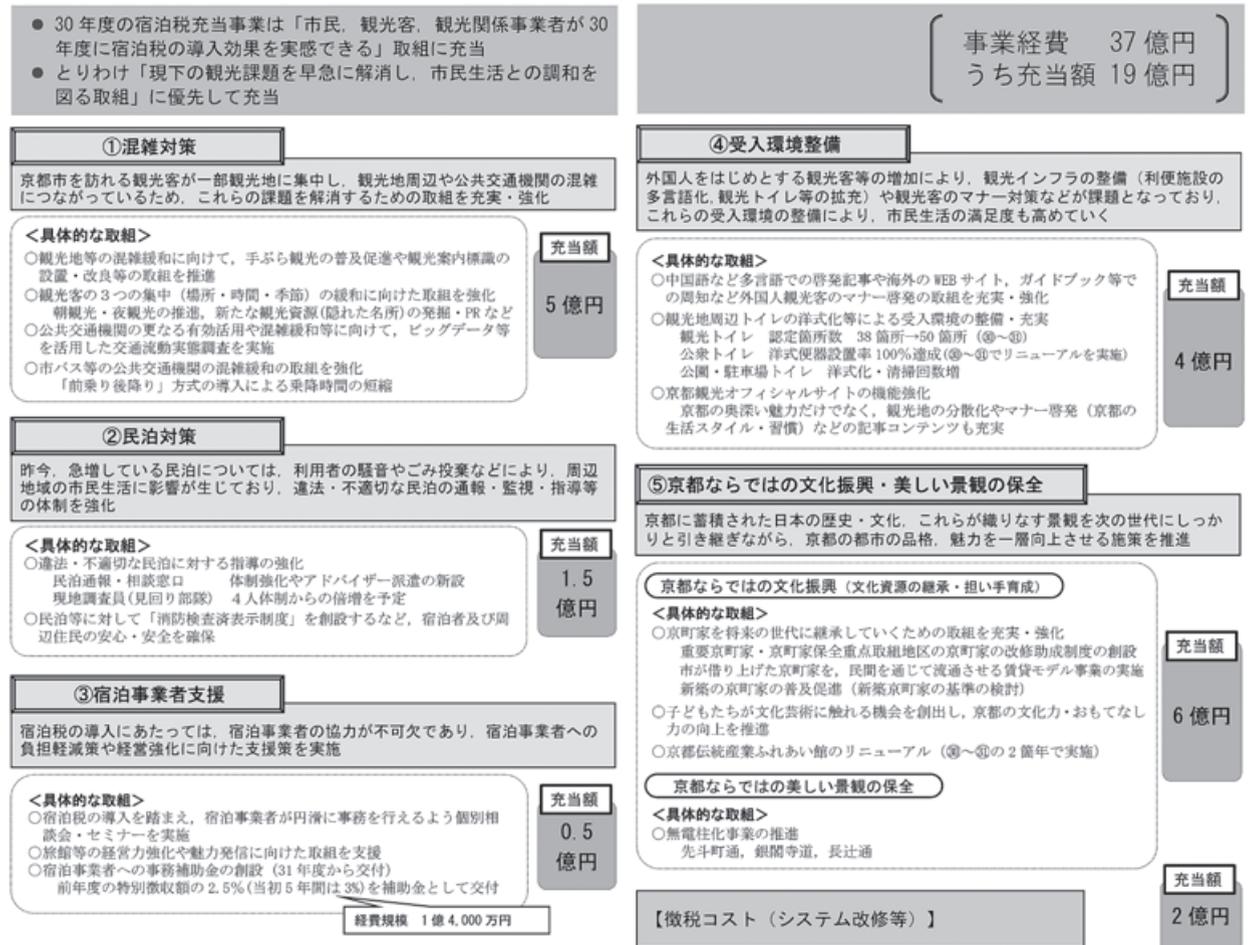
具体的な充当事業については、毎年度の予算編成において検討を行うこととしており、平成30年度は、混雑対策や民泊対策、市民生活の満足度向上にもつながる受入環境の整備など、宿泊税の導入効果を実感できる取組、とりわけ現下の観光課題を早急に解消し、市民生活との調和を図る取組に優先して宿泊税を充当することとしています(次頁図2)。

宿泊税という貴重な財源を活用し、「住んでよし訪れてよし」のまちづくりを推進していきます。

6 おわりに

京都市の宿泊税は、ホテルや旅館のみでなく、簡易宿所を含む全ての宿泊施設を課税対象としていることや、宿泊料金による課税免除を設けていないといった点において、既に宿泊税を導入している東京都や大阪府とは異なる点があり、また市町村としては全国初の取組となります。そのため、本条例の施

図2 宿泊税を財源として拡充・強化する取組



行に当たっては、宿泊事業者や納税者に理解を得ていくことはもちろん、課税の公平性の観点から、市内の全ての宿泊施設を確実に捕捉していくことが重要であり、宿泊税の適正かつ確実な徴収に向けた取組を引き続き進めてまいります。

本条例は施行前であることから、制度を運用する中で新たな課題が生じることもあると考えておりますが、本稿が全国の地方自治体において、新たな財源を検討する際の助一になれば幸いです。